

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

陳情趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちがゆたかな学びを保障するためにも、国庫負担制度を堅持することが必要です。

2025年通常国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるため、給特法等の一部法案の改正が審議されました。改正法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が必要です。

こうした観点から、政府予算編成において以下の陳情事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情事項

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

令和7年 11月 18日

陳情者

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 - 46

代表者名 茨城県教職員組合

執行委員長 井坂 功



[ほか 478 名 提出]